

被扶養者現況届

(注) 鉛筆・消せるペンでは記入しないでください。

記号 一 番号	被保険者氏名 (A) 及び被保険者の誓約		
—	この届書のとおり申告いたします。記載内容に虚偽がある場合は、認定日に遡って被扶養者資格を削除されても異議ありません。		
	年 月 日	被保険者氏名	
被扶養対象者氏名 (B)	年齢	職業	住 所 ・ 電 話 番 号
	歳		〒 電話 ()

※下記項目の該当箇所に✓・○を付け、詳しい内容を記入して下さい。記入もれや不明確な場合は認定できない場合があります。

① どうして被扶養者異動届を提出することになったのですか

【所得証明書を必ず添付してください。】

- ア. 私 (B) を扶養する被保険者 (A) が貴健保組合の被保険者資格を取得したから
- イ. 私 (B) が 年 月 日 に会社を 退職 廃業 したから ※ 雇用保険離職票・廃業証明書 (写) を添付してください。
- 【理由】 定年 契約満了 解雇・倒産 自己都合 病気療養 (傷病手当金受給 有・無)
- 出産・育児 (出産予定日又は出産日 年 月 日) その他 ()
- 【会社名 (自営の方は事業の内容)】 ()
- 【就労期間】 (年 月 ~ 年 月)
- ウ. 私 (B) が 年 月 日 に被保険者と結婚したから ※ 婚姻証明書 (写) を添付してください。
- エ. 私 (B) の収入が 年 月 日 から少なくなったから ※ 雇用契約書等 (写) を添付してください。
- オ. 私 (B) を扶養していた者 (続柄: 氏名:) が 年 月 日 に
- 死亡 離婚 退職 収入減 となったから ※ 各証明書 (写) を添付してください。
- カ. その他 【理由: 】

② 雇用保険法による失業給付受給の手続きはしましたか

- はい (受給申請・延長申請) ※ 雇用保険受給資格者証 (写) 両面を添付してください。
- いいえ
- ア. 失業給付の受給要件がない 以前から働いていない 現在働いている 雇用保険の加入期間が短い
- 雇用保険未加入 【理由 短時間勤務 その他 ()】
- イ. 資格があるが申請しない 働く意思無し 働く意思有 手続きが大変
- ウ. 今後失業給付受給手続き予定 申請予定 延長申請予定 (理由:)
- エ. 失業給付は 月 日 で支給期間満了となった

③ 今現在、収入はありますか

- ない
- ある ※ それぞれの金額を証明する書類 (写) を提出してください。
- ア. パート、アルバイト、内職など 月額約 万円
- イ. 各種年金 年額約 万円
- 【種類: 老齢 障害 遺族 企業 その他 ()】
- ウ. 不動産・自営業 (業種) 年額約 万円
- エ. 失業給付金、出産手当金、傷病手当金 日額 円
- ※ 基本手当日額が3,612円以上の場合は、受給終了まで被扶養者にはなれません。
- オ. その他 () 年額約 万円

④ 今まで加入していた医療保険の種類は何ですか

- ア. 国民健康保険 (世帯主 家族) 【市町村名 】
- イ. 健康保険 (被保険者 被扶養者) 【健保名 】 任意継続被保険者でしたか (はい いいえ)
- ウ. 年 月 日 から無保険 (無保険以前の保険をア・イのどちらかに記入してください)

⑤ 被保険者 (A) が任意継続被保険者の方

あなた (B) を扶養する被保険者 (A) は退職により収入がなくなりましたが、今後どのように生計を維持されますか

被保険者 (A) の 年金 退職金 雇用保険 貯蓄 (複数回答可)

⑥ 被保険者 (A) の他に、収入のある同居人がいますか (当健保の加入者以外の方)

- いない いる → 裏面の生計維持比較表におおよその金額を記入してください。
- ※ その方が1ヶ月に援助している生計費金額を記入してください。

※ 被保険者(A)と被保険者以外の収入ある同居人の生計費の金額を記入してください。
被扶養対象者に生計費を援助していない場合は、記入しないでください。

生計費比較表(表面⑥-⑦に記入) (表面⑥-⑦に記入)

内 訳	扶養義務者	被保険者	氏名	氏名	氏名
		本人	【続柄: 】	【続柄: 】	【続柄: 】
住居関係(住居・税金など)	(月額)	円	円	円	円
光熱費(電気・ガス・水道など)	(月額)	円	円	円	円
食料費(飲食費)	(月額)	円	円	円	円
その他(上記以外すべて)	(月額)	円	円	円	円
合 計	(月額)	円	円	円	円

この現況届は、◎満15歳の3月31日までの方 ◎昼間部の高校生、専門学校生、大学生を除く全ての方について
下記の「被扶養者(異動)届」に添付する書類を添付のうえ「健康保険被扶養者(異動)届」と一緒に提出してください。

- ・添付書類は、原則として「写」でも差し支えありません。
- ・公的書類については、発行日から90日以内のものを提出してください。
- ・複数の項目に該当する方は、それぞれの添付書類の提出が必要です。

被扶養者(異動)届に添付する書類

● = 必ず添付 ○ = 必要に応じて添付

添付書類	続柄	夫・妻	子・孫 連れ子	父母 養父母	祖父母	弟・妹	兄・姉	義父母	義兄弟 養姉妹
	1. 現況届(18歳未満、学生は除く)		●	●	●	●	●	●	●
2. 所得証明書又は非課税証明書 ※1		●	●	●	●	●	●	●	●
3. 在学証明書 又は 学生証(写)(大学生・専門学校生等)			●			●	●		●
4. 戸籍謄本(抄本)又は住民票【続柄確認のため】 ※2		●	●	●	●	●	●	●	●
5. 住民票(世帯全員の続柄表示があるもの)【生計維持確認のため】		○	○	●	●	●	●	●	●
6. 在留カード(写)(外国籍の方)		●	●	●	●	●	●	●	●
7. 被扶養者申立書			○			18歳未満 ○			18歳未満 ○
【収入ありの場合】									
パート等	7. 給与明細書(直近3ヶ月分)	●	●	●	●	●	●	●	●
	8. 雇用契約書 (給与明細書3ヶ月無い場合、契約変更で収入減となった場合等)	●	●	●	●	●	●	●	●
	9. 社会保険離脱証明書 (パート勤務は継続しているが、社会保険の資格を喪失した場合)	●	●	●	●	●	●	●	●
年金	10. 年金証書、年金振込み通知書 (遺族年金、障害年金、企業年金すべて)	●	障害 ●	●	●	障害 ●	●	●	●
雇用保険	11. 雇用保険受給資格者証(受給終了の場合も必要)	●	●	●	●	●	●	●	●
自営等	12. 確定申告書類一式(収支内訳表必須)	●	○	●	●	○	●	●	●
【収入なしの場合】									
離職	13. 雇用保険被保険者離職票	●	●	●	●	●	●	●	●
【申請理由により必要なもの】									
結婚	14. 婚姻証明書	●							
別居	15. 遠隔地申請、仕送り証明(直近3ヶ月分)	●	●	●	●	●	●		同居のみ認定
その他	16. 仕送り証明(直近3ヶ月分) (被保険者と同居で世帯が別の場合)	●	●	●	●	●	●		同一世帯のみ認定
	17. 戸籍謄本・戸籍抄本 (被保険者と姓が違う場合等)	●	●	●	●	●	●	●	●
	18. 扶養義務者の収入証明	●	●	●	●	●	●	●	●

※1. 学生または16歳未満で、所得税法上の控除対象者または扶養親族であることを確認した旨を事業主が異動届に記載しているときに省略できます。

※2. マイナンバーを異動届に記載し、公的書類と相違ないことを確認した旨を事業主が異動届に記載しているときに省略できます。

健康保険の被扶養者として認定する年間収入の取扱い

- ①60歳未満の方は、年間収入額が130万円未満であること。
 - ②60歳以上の方又は障害年金を受給している方は、年間収入額が180万円未満であること。
 - ③被保険者の収入の1/2未満であること。
- ・収入は、給与収入・事業収入・年金受給金・不動産収入・分配金・配当金などすべてが含まれた金額です。
 - ・給与収入とは、通勤費などを含めた総支給額となります。
 - ・被扶養者認定には、上記収入の他に、続柄・同居別居・生計維持関係の有無などの条件があります。

当健康保険組合は、皆さま(事業主及び被保険者)が納める保険料で運営しております。

支出が増えれば当然保険料に影響が出てきますので、皆様には多種の添付書類を用意して戴くこととなりますが、被扶養者の適正な認定のためにご協力をお願いいたします。

【問合せ先】業務課 ☎048-643-5160・5165